

平成30年度第2回経営戦略会議 会議結果の概要

開催日時	平成30年5月23日（水）午前9時30分～午前11時35分
開催場所	本庁 東庁舎4-2会議室
出席者	市長、副市長、総務部長、危機管理部長、情報戦略局長、環境生活部長、健康福祉部長、産業観光部長、都市整備部長、教育委員会事務局事務部長（代：教育総務課長）、上下水道部長、病院経営推進部長
審議事項	
<p>(1) 新市立伊勢総合病院の建設について <病院経営推進部></p> <p>(2) 喫煙対策について <環境生活部、健康福祉部、産業観光部、都市整備部></p> <p>(3) 固定資産税及び都市計画税に係る課税標準の特例割合を規定することについて <総務部></p> <p>(4) 生産性向上特別措置法案に基づく対応について <産業観光部></p> <p>(5) 伊勢市駅前再開発事業（B地区）における保健福祉拠点施設の整備 <健康福祉部></p> <p>(6) 行財政改革指針の総括（案）及び行財政改革プラン（案）について <情報戦略局></p>	

1 新市立伊勢総合病院の建設について <病院経営推進部>

概 要

新病院建設に係る収支計画及び今後のスケジュールについて、審議を行った。主な内容については、以下のとおりである。

- (1) 収支計画について
 - ・総合計で、－4,950万円となった。
 - ・建設事業については、平成28年8月見直し後計画時点から、平成30年6月見直し後計画時点において、－1,950万円の減
 （事業費は、地質調査・測量・造成基金設計費等、建設設計・管理費、造成工事費（駐車場整備含む）、建設工事費にて増減あり。財源は、病院事業債、一般会計出資金、一般財源にて減少）
 - ・エネルギーサービス（ES）事業については、－3,000万円の減
- (2) スケジュールについて
 - ・新病院については、平成30年9月に完成、10月から12月で引越し、平成31年1月から開院となる。

- ・現病院解体工事については、平成30年10月から12月中に旧第1病棟を解体し仮設駐車場の整備を行う。平成31年1月から本館A～D棟、エネルギー棟及びリニアック棟の解体を行う。同年10月からロータリー、外来駐車場を解体。新病院用の駐車場については、同年6月から解体工事を終えたエリアから順次整備を進める。

結 論 審議における意見を踏まえ提案された内容のとおり進めることと決定した。

主な意見・補足等

- ・収支計画はいつ確定となるのか。
⇒今後変更の可能性もあるため平成32年3月が確定となる。
- ・収支計画の備考に「見込額」とあるが、変更となった原因を記載した方が分かりやすいと思われる。また、既に確定している内容も分かりやすく表示してはどうか。
- ・現病院の解体工事中の新病院への動線については、安全性等に十分配慮されたい。

2 喫煙対策について <環境生活部、健康福祉部、産業観光部、都市整備部>

概 要

市内における喫煙対策として、禁煙エリアを設定し、条例を整備していくことについて審議を行った。

主な内容については、以下のとおりである。

(1) 経緯

平成27年10月の分煙環境整備に係る請願及び平成29年3月の禁煙エリア設定に関する条例制定に係る要望によりワーキンググループ設けて1年間議論した結果、伊勢市としても禁煙エリアの設定について検討していくこととされた。

(2) 条例及び環境審議会での審議について

条例整備については、既存の「伊勢市を美しくする条例」の一部改正を行うこととする。また、生活環境に関することであるため、伊勢市環境基本条例に基づき環境審議会にて審議を行う。

(3) スケジュール及び議会への報告について

- ・平成30年5月～9月頃
市議会・関係機関との協議、審議会への諮問、条例（案）の検討
- ・平成30年11月 議会での協議、パブリックコメントの実施
- ・平成30年12月 意見の整理修正
- ・平成31年2、3月 議会の協議、議案提出、条例制定（改正）

- ・平成31年3月～5月 禁止区域の検討
- ・平成31年4月～9月 市民への周知、条例施行（9月）
経過、取組と今後の予定、条例改正のスケジュール示して議会へ報告したい。

結 論

審議における意見を踏まえて提案された内容のとおり進めることと決定した。

主な意見・補足等

- ・環境審議会だけでなく、健康会議等様々な場で意見を求めるようにされたい。
- ・「伊勢市を美しくする条例」の目的から、受動喫煙による健康被害の観点ではなく、たばこのポイ捨てにつながるることによる対応となるのでその点は、また一度考慮されたい。

資 料 付議事項書

3 固定資産税及び都市計画税に係る課税標準の特例割合を規定することについて

<総務部>

概要

課税標準の特例割合については、平成24年度から一部の対象について、法に定める範囲内において市町村の裁量により条例で規定することが可能である。（地域決定型地方税制特例措置「通称 わがまち特例」）

平成30年度の地方税法の改正により、「わがまち特例」の対象が1項目追加されたことから、該当項目に係る特例割合について審議を行った。

主な内容については以下のとおりである。

(1) 対象資産及び特例割合【対象資産に係る固定資産税・都市計画税に適用】

都市再生特別措置法第97条に規定する認定誘導事業者が整備した公共施設等の用に供する家屋及び償却資産

- ・4/5を参酌し、7/10以上9/10以下

【具体的対象資産】（家屋、償却資産）公園、広場、緑化施設、通路等

(2) 特例割合の考え方

特例割合を4/5とする。これは、市の施策として特別に税制優遇措置等を想定しておらず、計画にも記載していないことから現状ではその判断基準が特段存在しないため。

結論 提案された内容のとおり進めることと決定した。

主な意見・補足等

- ・対象資産はどのような物を想定しているのか。
⇒認定事業者がビルを建設し、その一角に誰もが使用できるような公園や広場などを設けた場合、その遊具、通路等が対象となる。
- ・公園については、この特例が適用となる以外に減免の考え方はないのか。
⇒一般的な公園と認められるものであれば、この4/5特例ではなく、市の減免が適用されることになる。

資料 付議事項書

4 生産性向上特別措置法案に基づく対応について <産業観光部>

概要

生産性向上特別措置法の施行に伴い、中小企業の設備投資に係る支援について、地方税法にて固定資産税（償却資産）の特例措置が講じられる。当市においては特例割合を0にするため以下のとおり審議を行った。

(1) 生産性向上特別措置法の趣旨及び概要

- ・平成29年12月に政府が取りまとめた「新しい経済政策パッケージ」の中で、平成32年度までを「生産性革命・集中投資期間」として、あらゆる政策を総動員することを受け、生産性向上特別措置法により、我が国産業の生産性を短期間に向上させるために必要な支援措置を講じることとされている。
- ・中小企業が市町村の認定を受けて導入計画に基づいて先端設備等を導入する際に支援措置を講ずることで、地域の自主性のもとで、生産性向上のための設備投資を加速させるもの。

(2) 支援措置の内容

- ・平成30年度から平成32年度までの3年間の時限的特例措置として、中小企業の一定の設備投資について、固定資産税の課税標準を最初の3年間、ゼロ～2分の1（市長村の条例で定める割合）に軽減することができる。

(3) 市の対応について

- ・特例割合を0とする。

現在、市内中小企業は、経営者の高齢化や人手不足、所有している設備の老朽化等の課題に直面し、これが生産性向上に向けた足かせとなっていることから、老朽化が進む設備を生産性の高い設備に一新することで、中小企業の労働生産性を抜本的に向上させる必要がある。

特例割合を0にする場合、市から認定を受けた計画に基づき設備投資を行う中小企業には、国補助金の優先採択が予定されており、また、市内中小企業の労働生産性の飛躍的な向上を図るための設備投資を支援する観点から特例割合を0とする。

結論 提案された内容のとおり進めることと決定した。

主な意見・補足等

- ・これによる影響額はどの程度の見込みであるか。
⇒現行の法律制度において、対象者がほぼ同じ条件となる総務大臣が認定した事業についての適用がある。それについては、課税標準を3年間、2分の1とする内容で、その適用を受けている企業が平成29年度で6件、30年度は継続も含めて15件である。その減収額が概ね300万であり、今回の特例が0になることを考慮すると、参考であるが、減収は概ね600万円である。

資料 付議事項書

5 伊勢市駅前再開発事業（B地区）における保健福祉拠点施設の整備

<健康福祉部>

概要

市の保健福祉拠点施設を伊勢市駅前再開発ビルに「賃貸借」によって整備することについて審議を行った。

主な内容については、以下のとおりである。

(1) 保健福祉拠点施設の整備について

- ・基本合意について

当該施設の整備にあたり、事業者と基本合意書を交わしたい。

締結先：伊勢まちなか開発株式会社

基本合意締結予定時期：平成30年7月～8月

(2) 基本合意の主な内容について

- ・伊勢まちなか開発株式会社が計画する（仮称）伊勢まちなか再開発ビルに、本市が保健福祉拠点施設を賃貸借により整備し、市民の福祉向上を図ることとする。また、伊勢まちなか開発株式会社と本市は、事業を円滑に進めるため互いに協力するものとする。

- ・施設概要

平成33年3月竣工予定

鉄骨造 地上 12 階

床面積 約 14,630 m²

うち、保健福祉拠点施設は約 3,500 m² 3 階層（5 階、6 階、7 階）

・ 賃貸借に関する条件

賃料とその他賃貸借契約に係る条件については、本市と事業者の協議により適正に認められる範囲において決定する。

結論 提案された内容のとおり進めることと決定した。

主な意見・補足等

- ・ 7 階に予定する総合相談の機能については、現在どの課が担当している内容か。
⇒総合相談については、現在、市内に 3 箇所で開催している障がい者の相談、高齢者支援課で開催している高齢者の相談、総合的な相談をしているサポートセンターあゆみ、子育て支援センターの機能を総合したものを検討している。
- ・ 現在の保険センター等の一泊あたりの駐車場利用件数を把握して整備するようにされたい。
- ・ 基本合意書（案）について、建設内容の記載はなくてもよいのか。
⇒再開発事業の側で確認されることであるため、賃貸借に係る基本合意書には記載しない。

6 行財政改革指針の総括（案）及び行財政改革プラン（案）について

＜情報戦略局＞

概要

行政改革指針に基づく取組が平成29年度末で終了したことに伴う行財政改革指針の総括（案）、次期の行財政改革に係る「行財政改革プラン」及びたな卸しチェックシートの構成について審議を行った。

主な内容については、以下のとおりである。

（1）伊勢市行財政改革指針の総括について

- ・ 伊勢市行財政改革指針における 4 つの視点「経営資源の有効活用」、「事業実施の最適化」、「成果重視の行政運営」、「活力ある組織風土の構築」に基づき平成 26 年度から平成 29 年度において 30 の取組項目について年次計画を作成し、取り組んできたもの。
- ・ 30 の取組項目の達成状況については、達成が 22 項目、未達成が 7 項目、中止が 1 項目となった。
- ・ 一定の成果をあげたが更なる行財政改革の推進が必要である。

(2) 伊勢市行財政改革プラン（案）について

- ・平成 26 年度に策定した伊勢市行財政改革指針を踏襲し、行政サービスの生産性向上や市民満足度の向上を目指し、時代にふさわしい行財政運営を行うことを目的として策定する。
- ・改革のテーマを「経営資源の最適化とアウトカム（成果）の最大化」とする。
- ・取組の対象分野と基本方針は次のとおりとする。

対象分野	取組の基本方針
1 サービス分野	①統合 ②廃止 ③拡充 ④縮小 ⑤民間委託等 ⑥協働課 ⑦手法の変更
2 行政組織分野	⑧効果的・効率的な組織運営
3 財政分野	⑨経費削減 ⑩歳入確保

- ・計画期間は平成 30 年度（2018 年度）～平成 33 年度（2021 年度）の 4 年間
- ・取組方法については全ての職場を対象として、全ての事務事業に改めて行財政改革の目を入れるため、たな卸しを行う。

(3) たな卸しについて

ア チェックシートの構成等

- ・現状値（費用、仕事量、成果、労働量）の見える化を図る。
- ・取組の基本方針（取り組むべき方向）の導き出しとなるチェック項目を設ける。
- ・取組の基本方針を設定するための基礎資料等として活用
- ・職員一人ひとりに行財政改革の意識を根付かせる効果あり。
- ・年度ごとに進捗管理を行い市議会へ報告するとともに市民に公表する。

イ 推進体制

・庁内組織

各課の取組の調整を部内において行い、各部門の調整を庁内調整会議において行う

・外部委員

計画策定や取組の進捗管理にあたっては外部有識者や公募市民等により構成される「行政改革推進委員会」から意見をいただきながら進める。

結論

審議における意見を踏まえて提案された内容のとおり進めることと決定した。

主な意見・補足等

- ・ワークライフバランスという表現は改める方が理解しやすいと感じる。
- ・すべての業務について棚下ろしして、進捗管理をしていくのか。
⇒予算の中事業単位で行うので800から1,000程度対象になるかと思われる。その全体の中で、どれが廃止になったかということ議会に示しながら取り組みたいと考えている。実施してみて難しいようであれば調整していきたい。
- ・市民の方、利用者からみて利便性が向上する視点も取り入れていただきたい。